報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications



行政相談マスコット
キクーン

令和６年３月27日
東北管区行政評価局

国民健康保険における高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱いについて
～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡～

総務省東北管区行政評価局は、次の行政相談を基に、実情を調査するとともに、令和６年２月１日、東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議（注）に諮りました。

同推進会議の意見を踏まえ、本日、東北６県に対し、国民健康保険における高額療養費の支給申請の際に領収書の添付を不要とするに当たっての工夫例等について参考連絡を行うとともに、管内市町村への周知を依頼しました。

（注） 行政に関する苦情事案を、民間有識者の意見をいかして解決することを目的として開催（座長：斉藤睦男（弁護士）、令和６年３月１日付けで「東北管区行政評価局行政改善推進会議」に名称変更）
詳しくはこちら⇒https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/gyouseikujoukyuusaisuisinkaigi.html

１　行政相談の要旨

国民健康保険高額療養費の支給申請を促すお知らせが役場から送付され、数か月ほど前に受診した医療機関名と自己負担額が記載されていた。

申請には、医療機関の領収書又は支払証明書が必要とされていたが、受診したのは数か月前のことであったため、既に領収書は紛失してしまっていて手元にない。

高額療養費の支給申請のお知らせには、医療機関名と自己負担額が記載されていることから、領収書がなくても高額療養費は算定できるはずである。支給申請に当たって、領収書の添付を不要にしてほしい。

２　制度概要

○　高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額が１か月で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度であり、支給を受けるためには、高額療養費支給申請書を保険者に提出しなければならないこととされている（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第27条の16）。

○　国民健康保険における高額療養費は、原則的にはレセプト（診療報酬の請求書）に基づき支給するとされており、当該レセプトは支払に関する証拠書類として取り扱うこととされている（「国民健康保険における高額療養費支給事務の取扱いについて」（昭和48年11月17日付け保険発第102号））。

○　また、高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱いについては、原則として、一部負担金等が支払われていると保険者が判断すれば、領収書の添付は省略できることとされている（「市町村が行う国民健康保険の70　歳から74　歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について」（平成28年12月20日付け保国発1220第１号））。

○　さらに、令和３年３月から、市町村が別段の定めをした場合は、全年齢の被保険者について、高額療養費の支給申請に関する手続を簡素化（初回に簡素化の申請を行うことで、次回以降、高額療養費に該当した場合は自動支給とし、申請自体を不要とすること等）できるとされている（施行規則第27条の17）。

3　調査結果

東北 6 県（以下「調査対象 6 県」という。）及び調査対象 6 県内から抽出した 30 市（以下「調査対象市」という。）に対し、国民健康保険における高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱いについて調査

⑴　調査対象市の国民健康保険における高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱状況

①　領収書の添付を不要としている

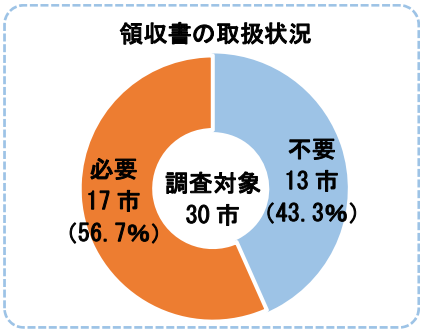
○　領収書の添付を不要としている市：13 市（43.3%）

（うち、初回支給分から領収書の添付を不要としている市：9 市（30.0%）
2 回目以降から不要としている市：4 市（13.3%））

○　領収書の添付を不要とした主な理由（複数回答）

・　支給申請手続に係る被保険者の負担軽減及び支給事務の効率化を図るため：9 市

・　令和 3 年 3 月の施行規則の改正により、70 歳以上の世帯に限らず支給申請の手続の簡素化が可能になったため：5 市



②　領収書の添付を必要としている

○　領収書の添付を必要としている市：17 市（56.7%）

○　領収書の添付を必要としている主な理由（複数回答）

・　一部負担金等の支払事実を確認するため：16 市

・　一部負担金等の未納者による申請のおそれがあるため：8 市

・　無料低額診療事業（注）により、被保険者の窓口負担が一部負担金等の額を下回る場合があり、その確認をするため：9 市

（注）　生活困窮者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療機関が無料又は低額な料金で診療を行う事業

⑵　調査対象市における領収書の添付を不要とするに当たっての工夫例（複数回答）

【一部負担金等の支払事実の確認及び未納者の把握に係る工夫例】

○　高額療養費の支給に係る申請書により、「一部負担金等の支払が完了していること」、「一部負担金等に未納が発生した場合には速やかに申し出ること」、「高額療養費の支給後に、支給額に変更が生じて返還額が発生した場合は、市へ返還すること」等の承諾・同意等を得ている例：9 市

○　高額療養費の支給予定額や一部負担金等が一定額以上の者については、医療費の支払の有無を医療機関に照会し、領収の確認をしている例：5 市

【無料低額診療事業の利用者の把握に係る工夫例】

○　無料低額診療事業を実施する医療機関に照会し、対象となっている被保険者を把握している例：6 市

【その他】

○　国民健康保険税・保険料に滞納がある世帯の場合は、簡素化の対象外とするなど、領収書の添付を求めている例：7 市

○　国民健康保険税・保険料に滞納がある世帯の場合は、医療機関に一部負担金等の支払の有無を確認した後で勧奨通知を発送している例：2 市　　など

⑶　調査対象 6 県における標準的な事務取扱等の策定状況

○　高額療養費の支給申請の際に、領収書の添付を不要とする場合の標準的な事務取扱等(注)を策定済み：3 県

（注）　初回申請時に誓約書等を提出することにより、一部負担金等の支払事実の確認をすることで、2 回目以降の申請書の提出及び領収書の添付を不要とするもの

⑷　高額療養費の支給申請の際における領収書の取扱いに係る要望等の受付状況（複数回答）

○　高額療養費の申請時における領収書の添付を省略してほしいとの要望を受けたことがある：1 県 10 市

○　高額療養費の申請手続の簡素化を実施してほしいとの要望を受けたことがある：10 市

○　市町村によって高額療養費の申請時における領収書の取扱いが異なるのはおかしいとの問合せを受けたことがある：1 県

4　行政苦情救済推進会議の主な意見

○　領収書の添付を必要としている市町村が懸念している一部負担金等の支払事実の確認などについては、高額療養費の支給申請者に手続上の負担を掛けるような方法ではなく、領収書の添付を求めない方法で対応すべきではないか。

○　既に領収書の添付を不要としている市町村が工夫しながら対応できているのであれば、高額療養費の支給申請者及び保険者である市町村の双方の負担を軽減するためにも、領収書の添付を不要とすることについて、領収書の添付を必要としている市町村においても積極的に検討していただくことが望ましいのではないか。

○　各市町村が工夫して取り組むのは良いことだが、住民サービスの均一化の観点からも、工夫例について、地方公共団体の枠を超えた情報共有を進めることが必要ではないか。今回把握した工夫例を調査対象 6 県及び同県内の市町村に周知してはどうか。

5　行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた調査対象６県への参考連絡

高額療養費の支給申請者及び保険者である市町村の負担軽減を図る観点から、高額療養費の支給申請の際に、領収書の添付を不要とするに当たっての県や市町村による工夫例は、行政運営の参考になると考えられるため、調査対象６県に対して参考連絡するとともに、管内の市町村への周知を依頼



【本件照会先】
東北管区行政評価局
首席行政相談官室　佐野、福川
電話：022-262-7840